

議案第90号
公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について

資料6 宝塚市営住宅管理条例（抜粋）

○宝塚市営住宅管理条例（抄）

平成9年11月11日

条例第37号

（指定管理者の指定）

第61条の3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に市営住宅及び共同施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、市営住宅及び共同施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 市営住宅及び共同施設の管理を安定して行う能力を有していること。

（平19条例42・追加）